

モデル性の高い空き家対策のDXに関する調査を行う事業を
実施する者の公募についての公示

令和5年10月19日

国土交通省住宅局長 石坂 聡

次のとおり、モデル性の高い空き家対策のDXに関する調査を行う事業を実施する者の公募について公示します。

※ この公募は、モデル性の高い空き家対策のDXに関する調査を行う事業を実施する者を公募するものです。令和5年4月27日～6月2日及び6月22日～7月26日に提案の募集を行った空き家対策モデル事業のソフト提案部門、ハード提案部門による補助を受けようとする事業者の募集ではありません。

1. 事業概要

(1) 事業名

モデル性の高い空き家対策のDXに関する調査を行う事業

(2) 事業目的

国土交通省では、今後さらなる空き家の増加が見込まれることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」という。）」を改正し、空き家対策の充実を図ったところである。空き家対策の推進にあたっては、市区町村の取組が引き続き重要であることから、市区町村のマンパワー不足等への対応を図っていく必要がある。

また、令和3年9月1日には「デジタル社会形成基本法」が施行され、国も地方公共団体も、適切な役割分担を踏まえて、デジタル社会の形成に関する施策を実施する責務を有すると位置づけられたところであり、近年のIT技術の進展による情勢を踏まえ、デジタル技術を活用した施策の展開が求められている。

本事業は、市区町村による空き家対策業務の現状・DXに関するニーズ等の調査・分析を行う者に対し補助を行うものであり、その成果により空き家対策に取り組む市区町村のデジタル技術の活用による業務効率化を図り、ひいては空き家対策の一層の推進に寄与することを目的とする。

(3) 公募対象事業及び事業件数

以下の事業を実施するものとする。

市区町村が行う空き家対策業務のDXに向けた現状・ニーズに関する調査事業 1件

(4) 事業規模の目安、補助率

26,000千円程度、定額

(5) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和5年11月上旬～令和6年3月25日

(6) 留意事項及び国土交通省との調整等

- ・事業の実施にあたっては、国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室と十分にかつ密に調整すること。
- ・事業で実施した調査結果は国土交通省に報告書として提出することとし、報告書記載の内容については、国土交通省が空き家対策の推進にあたり活用する旨に同意すること。

2. 応募者の要件

次の要件を全てを満たす者。

- ・本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ・国土交通省本省内部部局等の長からの指名停止の措置を受けていないこと。
- ・本事業の実施に当たって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。
- ・本事業を適確に実施するに足る技術的な基礎（空家法の執行に関する知見及びシステム開発の経験）を有する者であること。
- ・本事業を適確に実施するに足る経理的な基礎を有する者であること。
- ・本事業の適確な実施のために適切な組織、人員を有していること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局等

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室（栗飯原）

電話 03-5253-8111（内線39355）

電子メール hqt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和5年10月19日（木）から令和5年11月1日（水）まで

②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、電子メール等により交付。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法

①期限 令和5年11月1日（水）18時00分まで

②提出先 上記担当部局

③方法

○郵送の場合

上記担当部局にて3部郵送する。（書留郵便に限る。）

○電子メールの場合

上記担当部局へ1部送付する。

- ・送付後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。
- ・申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「(応募申請)モデル性の高い空き家対策のDXに関する調査を行う事業」とすること。また、本メールを交付年度終了後5年間保存すること。
- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)
「Microsoft Word 2016」 「Microsoft Excel 2016」 「Just System 一太郎11」
「Adobe acrobat Reader DC」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. 採択者の選定方法

モデル性の高い空き家対策のDXに関する調査を行う事業を実施する者の公募についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、採択者を選定する。この際、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は、原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。